

幼児教育・保育の無償化について ~認可外保育施設等のみを利用される方へ~

令和元年10月から保育園や幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などで受ける幼児教育・保育サービスが無償化されます。施設の種別やお子様の年齢、世帯の所得状況によって、対象者や無償となる範囲は変わります。利用した際には、施設に一旦利用料を支払い、後日、市へ請求し、給付を受けてください。

認定通知書



認定通知書提示



利用



利用費の請求



1 無償化の内容

対象となる施設

- ・認可外保育施設（ベビーシッターを含む） ・一時預かり事業 ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業

無償化の対象となる施設は、市町村から「確認」を受けた施設に限られます。確認施設は、各市町村のホームページに掲載しています。

対象者と内容

子どもの年齢（クラス）	認定	内容
3～5歳児クラス	施設等利用給付認定2号	月額上限37,000円
0～2歳児クラス	施設等利用給付認定3号	月額上限42,000円

複数の施設を利用した場合には、合計額が上限額の範囲内で無償化の対象となります。特別支援学校幼稚部に在籍している児童で、認可外保育施設等を利用する場合の上限は月額11,300円です。（住民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円です。）上限額を超えて利用した方で次に該当する方は利用料の助成があります。

【利用料の助成】 (A)

	すみずみ子育てサポート事業	一時預かり事業	病児保育事業
18歳未満の児童が3人以上いる世帯	無料 ・出生順位に関係なく3人目以降の人数分 ・ただし、1時間あたり700円の上限あり ・1施設あたり70時間まで	無料 ・出生順位に関係なく3人目以降の人数分	無料 ・第3子以降が無料
母子家庭等医療費等受給世帯 又は児童扶養手当受給世帯	-	-	無料

一部の認可外保育施設の利用料を助成する事業です。対象施設・事業の詳細は市のホームページをご覧ください。

他に、福井市に住民登録がある児童が「すみずみ子育てサポート事業」の対象施設を利用した場合、無償化の上限額を超える利用について半額（1時間あたり350円上限あり）を助成します。

無償化の対象とならないもの

日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費 等

2 利用について

市から届いた「認定通知書」を施設等に提示してください。



3 利用費の請求方法

一旦利用料を施設に支払った後、受付期間（裏面記載）に市へ請求してください。後日、口座に振り込みます。（償還払い）



【請求に必要なもの】

- ・施設等利用費請求書
（令和元年11月下旬以降、市のホームページからダウンロードできます。また、市役所や各施設で配布します。）
- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（原本）
- ・印鑑（スタンプ印不可）
- ・振込口座が確認できるもの（請求者名義の通帳）

利用月	受付期間 1	振込予定日
10～12月	1月中	2月25日頃
1～3月 2	4月中	5月25日頃
4～6月	7月中	8月25日頃
7～9月	10月中	11月25日頃



1 受付期間を過ぎた場合は、次回の振込になります。

2 表面(A)の【利用料の助成】を受ける場合、1～3月利用分は恐れ入りますが、令和2年4月9日(木)までに請求をお願いします。

【支払いのイメージ図】

利用月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	
受付期間		1月		4月	7月
振込予定日			2月		5月
					8月
					10月
					11月

【請求書の提出先】

市役所 別館4階14D会議室

【請求の例】 3～5歳児クラスの場合

例 : 10月に認可外保育施設で15,000円利用、一時預かり事業で12,000円利用、病児保育事業で10,000円利用した場合

認可外保育施設 15,000円	一時預かり事業 12,000円	病児保育事業 10,000円
無償化の上限額 37,000円		

例 : 10月に認可外保育施設で25,000円利用、一時預かり事業で10,000円利用、病児保育事業で10,000円利用した場合 → 病児保育事業の8,000円分が自己負担額になります。

認可外保育施設 25,000円	一時預かり事業 10,000円	2,000円	病児保育事業 8,000円
無償化の上限額 37,000円			自己負担額

例 : 第3子で10月に認可外保育施設で25,000円利用、一時預かり事業で10,000円利用、病児保育事業で10,000円利用した場合 → 病児保育事業の8,000円分も一緒に償還払いの請求の手続きができます。(表面(A)に該当する場合)

認可外保育施設 25,000円	一時預かり事業 10,000円	2,000円	病児保育事業 8,000円
無償化の上限額 37,000円			無料

4 認定内容の変更等について

就職、転職、住所変更など認定内容に変更がある場合や、「認定通知書」の紛失・破損による再交付については、すみやかに市子育て支援課へ届け出てください。

問合せ先 福井市子育て支援課
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL: 0776-20-5270
FAX: 0776-20-5490
幼児教育・保育の無償化についてのHPはこちらから

